
岡山市立図書館デジタルアーカイブ構築・運用保守業務委託

仕 様 書 (案)

岡山市教育委員会

1 委託名

岡山市立図書館デジタルアーカイブ構築・運用保守業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和13年2月28日まで

(デジタルアーカイブの公開(運用開始)は令和7年3月1日を予定)

3 業務の目的

岡山市立図書館が所蔵する郷土資料(古文書、絵図、地図、歴史公文書、写真、貴重図書、美術工芸品等)の適切な保存管理と利用促進の両立をはかるため、資料のデジタル画像を検索・閲覧できるデジタルアーカイブを構築してインターネット上に公開し、地域の歴史への理解を深め、教育、学術、文化、芸術、街づくり、防災、観光、産業振興など、多方面で資料が活用されるようにする。

(参考)

デジタルアーカイブでは、資料の公開とあわせて、その利活用を促進する適切な案内を設けることが重要であり、そのことで教育現場や地域づくりなど、さまざまな場面で活発な活用が行われるようになる。岡山市立図書館の豊富な郷土資料は、400年にわたって市域の各地で繰り広げられてきた多様な住民の営みをたどれる点に特色があるが、デジタルアーカイブを活用して地域の歴史を読み解くための鍵になる適切な案内をあわせて充実させ、活用を図っていく予定である。(調べ方ガイドの作成、公開記念講座・活用講座の開催等を予定。)また、学校教育担当者と連携し、学校での郷土学習にも役立てることができるようにしていく予定である。

4 業務の概要

- (1)委託者が提供する画像データから公開用画像を作成する。
- (2)委託者が提供する目録情報(テキストデータ)からメタデータを作成する。
- (3)(1)と(2)からなる公開用コンテンツ画面にアクセスするためのインデックス画面を作成する。
- (4)作成した(1)(2)(3)をデジタルアーカイブに搭載し、デジタルアーカイブを構築・公開する。
- (5)作成した成果物を指定するメディアに格納して納品する。
- (6)委託期間内においてデジタルアーカイブの運用保守を行う。
- (7)その他(1)～(6)に付随する業務を行う。

5 対象資料

以下の資料とそのデジタル画像を対象とする。資料点数に続く括弧内の数は、それぞれの画像ファイル数の目安である。なお、点数は予定であり、若干の増減の可能性がある。

- ① 江戸期の町方文書
 - 国富文庫から 400点 (1点あたり平均 20 ファイル)
- ② 江戸期の村方文書
 - 藤原、安井、笠井文庫から 300点 (1点あたり平均 20 ファイル)
- ③ 近代の歴史公文書
 - 町村文庫の文書から 300点 (1点あたり平均 50 ファイル)
- ④ 地図・絵図資料
 - 町村文庫の絵図から 50点 (各 1 ファイル)
 - 地図資料 150点 (各 1 ファイル)
- ⑤ 写真資料
 - 木畑文庫の明治の写真 20点 (各 1 ファイル)
 - 戦災の記録写真 80点 (各 1 ファイル)
 - 昭和戦後期の写真 700点 (各 1 ファイル)
- ⑥ 書画等の美術資料
 - 書画(軸装、額装、屏風) 130点 (各若干ファイル)
 - 版画(錦絵、引札等) 100点 (各 1 ファイル)
 - 油彩画、工芸 20点 (各若干ファイル)
- ⑦ 図書資料
 - 和装の貴重図書を中心に 300点(1点あたり平均 50 ファイル)

①～⑦のデータ総容量は60GB程度を見込んでいるが、以上の資料以外にも随時追加する予定であり、デジタルアーカイブのシステムは300GB程度まで対応できるものであること。

6 デジタルアーカイブのシステム基本要件

- (1)インターネット回線を利用するクラウド型システムであること。
- (2)安定的に稼働し、公開システムのサービス時間帯に対する稼働率99.5パーセントが維持できること。また、学校の授業等、通常利用の範囲での同時アクセスができること。
- (3)以下の条件を満たす十分なセキュリティが確保されたシステムであること。
 - ・データ保存先のクラウドがISO/IEC27017(クラウドサービスセキュリティ)又は ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)のいずれかを取得していること、あるいはそれらと同等以上であると認められること。
 - ・サーバ設置場所(リージョン)は国内であること。
 - ・準拠法は日本国法であること。
- (4)最新のOSに対応し、パソコン、タブレット、スマートフォン等のいずれの端末でも画面表示ができること。
- (5)アプリケーションソフトをインストールすることなく、ブラウザのみで本システムを利用できること。ただし、委託者が一般的に普及していると判断するソフトは除く。
- (6)委託者によるデータ登録、更新・修正等が容易に行えること。

- (7)円滑なデータインポート及びデータエクスポートが可能なシステムであること。また、CSV形式により作成するメタデータが容易にインポートできること。
- (8)ウェブページは、ウェブアクセシビリティ規格(JIS X 8341-3:2016)レベルAAに準拠することを基本とし、さまざまな人にとって使いやすいものとする。
- (9)公開ドメインのサブドメインとして、委託者が指定する文字列を使用できること。
- (10)「ジャパンサーチ」及び国際レベルのシステムとの検索連携が可能であること。
- (11)この基本要件を受託者が用意するシステムの標準機能で満たしていない場合は、カスタマイズ等でシステムとして対応すること。標準対応ではない機能については、提案書に具体的な対応内容(個別対応、代替案等)を記載すること。
- (12)クラウド型サービスを構築するにあたり、委託者の施設以外で作業する際に必要なインターネット回線は受託者が機器の調達及び設定等を行い、費用を負担すること。
- (13)円滑なシステム運用のため、委託者の担当職員へ研修・教育を行う体制を整えること。また、デジタルアーカイブの公開までに、管理者マニュアルを作成の上、委託者への操作研修等を行うこと。
- (14)システム公開後に円滑に稼働させるための保守業務として、受託者は契約期間中、システムの状況を監視し、問題が発生したときは診断して必要な回復作業を行うこと。また、運用にあたっては随時委託者からの必要な相談に応じること。
- (15)その他
 - ①特定の日又は期間(月末、年度末等)に公開を中断して作業を行う必要のあるプログラムは用いないこと。
 - ②仕様書に定めのない事項や本要件に疑義が生じた場合は、委託者と協議し解決すること。

7 デジタルアーカイブの構築

(1)公開用コンテンツ画面の作成

- ①委託者が電子データで提供する目録情報(テキストデータ)を、デジタルアーカイブのメタデータ用に加工すること。
- ②委託者は所蔵する郷土資料の画像データを、原則として下記の形式で受託者に提供する。

ファイル形式	JPEG(又はTIFF又はソニーARW 2.3フォーマットのRAW)
階調	24ビットフルカラー
解像度	350dpi
カラープロファイル	sRGB
- ③提供する画像データには、分割撮影し画像合成したデータも一部に含まれる。
- ④委託者が提供する資料の画像データを、インターネット上で配信可能な公開用画像の形式に変換すること。その際は、必要に応じて色調・明るさ・コントラスト等を調整し、画像に不要部分があれば削除するトリミングを行い、画像に傾きがあれば可能な限り水平に正す等の調整を行うこと。

- ⑤公開用画像を閲覧する静止画ビューアは、簡単な操作で円滑にスクロールや拡大縮小等ができるようにすること。
- ⑥一般的な回線速度でも十分に閲覧できるように、公開用画像は必要に応じて低解像度から高解像度までの複数階層からなるタイル状のデータに分割し、必要なデータのみを配信する形式にすること。このとき各タイル状のデータは、劣化の目立たない範囲でJPEG圧縮すること。
- ⑦1つの資料に複数の関連画像がある場合、各画像のサムネイルが一覧表示され、その中から画像を選択して閲覧できるビューアを作成すること。
- ⑧冊子の形状の資料は、委託者が指定する範囲で各丁の内容を逐次閲覧できるようにすること。その際は、各画像のサムネイルが一覧表示され、その中から画像を選択して閲覧できるビューアを作成すること。また、この場合の画像は資料が見開きの状態で位置を合わせ、丁をめくるときに資料の位置があまり大きく動かないようにする調整を必要に応じて行うこと。
- ⑨委託者が電子データで提供する古文書の翻刻文(テキストデータ)10点程度を、公開用画像の中で原資料の対応する各行に添えて表示できるようにすること。
- ⑩公開用画像は、パソコン、タブレット、スマートフォン等の端末上で動作するウェブブラウザを用いて閲覧できるデータであること。その際に、プラグインなどの特別なソフトウェアをインストールすることなく実行できるデータであること。
- ⑪画像の相互運用性に考慮した配信方式(例:IIIF)を採用し、委託者が指定する一部の静止画像の閲覧及びダウンロードができるようにすること。

(2) デジタルアーカイブへの統合

- ①公開用コンテンツ画面へのアクセスのため、トップ画面、一覧画面及びその他の画面からなるインデックス画面を作成すること。
- ②インデックス画面の素材データは委託者が提供するものを使用し、画面デザイン・作成内容等は委託者と協議の上で決定すること。
- ③トップ画面にはデジタルアーカイブの概要を表示し、他の画面へのリンクを設定すること。
- ④一覧画面にはその概要とサムネイル画像を表示し、メタデータと公開用コンテンツへのリンクを設定すること。その際に、グリッド表示とリスト表示を切り替えられるようにすること。
- ⑤本デジタルアーカイブへの利用者(子どもを含む)の関心を惹起するため、インデックス画面の中には静止画像の一部をアニメーション化して動きをもたせた画面を若干数加えること。
- ⑥その他の画面として、操作説明用画面、利用規定画面を作成すること。この他にもさらに必要な画面があると認められる場合は、委託者と協議の上で作成すること。

(3) 検索機能

- ①一つの入力欄にキーワードを入力して検索する簡易検索、項目ごとに検索項目を指定する詳細検索の機能を有すること。

- ②複数の検索項目及びキーワードの組み合わせによる検索を可能とすること。
- ③検索結果を特定項目ごとに分類し、それぞれの項目ごとにヒット件数を表示することで、容易に絞り込みを行えるファセット検索機能を有すること。
- ④検索結果の表示件数を利用者が数段階に設定できること。
- ⑤検索結果の検索項目による並び変えが可能なこと。

8 契約期間満了後の取扱い

- (1)本契約の期間の満了後、契約期間は延長しない。その際に本アーカイブシステムを引き続き運用しようとする場合は、岡山市の規定に従って新たな保守運用の委託先を決定し、新規に契約を結ぶこととする。
- (2)受託者は、契約期間の満了時に、次期システムへ移行するすべてのデータ(ファイル形式については、委託者と協議の上で決定する。)を委託者に無償で提供すること。

9 その他の留意事項

- (1)本仕様書に示す内容のほか、運用方法や拡張性等、将来的に委託者にとって有益な提案がある場合は積極的に提案すること。
- (2)委託者の施設内を除き、本業務のために必要な作業場所、設備及び機器は受託者が準備すること。
- (3)受託者は業務の遂行にあたり提供データ及び作成データの滅失・改竄・外部漏洩等のインシデントを防止するための適切なセキュリティ対策を講ずること。
- (4)受託者は本業務で知り得た情報を委託者の承諾なく第三者には知らせてはならない。
- (5)業務完了後、成果物に受託者の責に帰すべき不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他の必要な措置を行い、これにかかる費用は受託者が負担すること。
- (6)受託者は、本業務の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。)を、岡山市に無償で譲渡するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。
- (7)本業務は公益財団法人図書館振興財団の助成を受け、その2023年度提案型助成事業(「郷土(地域)資料」「貴重資料等」のデジタル化に伴うデジタルデータの公開事業)として実施される。
- (8)受託者は、本仕様書のほかにも岡山市が定める条例・規則に従って本業務を遂行すること。
- (9)本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、解決すること。